

建築確認検査手数料 (平成30年12月3日 改定)

手数料は、申請部分の床面積の合計及び申請建物の用途、構造により定めています。

(表-1) 建築物

- 1類 2類以外のもの
- 2類 建築基準法別表第1(1)~(4)の特殊建築物(ただし、床面積100㎡以下のものを除く)

(円)

申請部分の床面積の合計 ※4	確認申請 ※6				中間検査 ※2 ※3		完了検査 ※2 ※7			
	(A) 構造計算なし		(B) 構造計算あり ※1				中間検査あり		中間検査なし	
	1類	2類	1類	2類	1類	2類	1類	2類		
$S \leq 100 \text{ m}^2$	15,000		35,000		21,000		21,000		24,000	
$100 \text{ m}^2 < S \leq 200 \text{ m}^2$	20,000	30,000	45,000	55,000	26,000		26,000		29,000	39,000
$200 \text{ m}^2 < S \leq 500 \text{ m}^2$	30,000	45,000	55,000	70,000	35,000		35,000		38,000	53,000
$500 \text{ m}^2 < S \leq 1,000 \text{ m}^2$	45,000	67,000	75,000	97,000	50,000		50,000		55,000	75,000
$1,000 \text{ m}^2 < S \leq 2,000 \text{ m}^2$	65,000	97,000	100,000	132,000	70,000		70,000		75,000	95,000
$2,000 \text{ m}^2 < S \leq 3,000 \text{ m}^2$	160,000 (内 構造審査手数料 5万)				95,000		95,000		100,000	120,000
$3,000 \text{ m}^2 < S \leq 4,000 \text{ m}^2$	200,000 (内 構造審査手数料 7万)				125,000		125,000		130,000	150,000
$4,000 \text{ m}^2 < S \leq 5,000 \text{ m}^2$	250,000 (内 構造審査手数料 9万)				155,000		155,000		165,000	185,000
$5,000 \text{ m}^2 < S \leq 10,000 \text{ m}^2$	300,000 (内 構造審査手数料 11万)				195,000		195,000		205,000	225,000

- ※1 複数棟の確認申請手数料は、棟毎の構造審査手数料の合計に、構造計算なしの手数を加えた金額になります。
適合判定が必要な場合は、別途15,000円の事務手数料および(参考)構造計算適合性判定手数料が必要となります。
- ※2 下記の地域は、中間・完了検査の場合、別途10,000円の遠隔地手当を加算します。
豊川市・豊橋市・田原市・新城市・設楽町・東栄町・豊根村
- ※3 中間検査手数料の床面積は、検査対象面積であり、各工程毎の手数料です。
中間検査と併せて瑕疵担保保険の検査を行う場合は、面積区分に応じて割引します。
(2,000㎡までは、3,000円引 その他は協議による。)
- ※4 用途変更・大規模の修繕・大規模の模様替の場合の床面積は、1/2換算します。
- ※5 同一棟増築の場合は、3割増とします。
- ※6 省エネ適合判定通知書を交付されている場合は別途20,000円の事務手数料が必要となります。
- ※7 省エネ適合判定建築物の場合は完了検査手数料に(表-5)の割増しをします。

[特殊事項]

- 天空率適用の場合、適用項目の一につき別途20,000円を割増します。
- 限界耐力及び時刻歴応答解析の構造計算の審査は、引受けしません。
- 避難安全検証法及び耐火・防火区画性能検証法の審査は、引受けしません。

(表-2) 計画変更確認

(円)

	変更事項	適用要件	手数料の額
1	道路幅員の縮小	敷地境界線の変更がないこと	7,000
2	敷地面積の減少・敷地境界線の変更		7,000
3	建築物の高さの変更	高くなる場合	7,000
4	階数の増加		表-1の床面積の合計欄(増加した床面積)に応じた手数料額※
5	建築面積の増加	床面積の増加を伴わないもの	7,000
6	床面積の増加(建築面積の増加を含む。)	建築面積の増加に伴う手数料は加算しない	表-1の床面積の合計欄(増加した床面積)に応じた手数料額※
7	用途の変更	類似用途相互間以外の変更	7,000
8	浄化槽	処理方式の変更	7,000
9	壁の位置・長さの変更	主要構造部である壁又は防火上主要な壁	7,000
10	防火規制に係わる材料の変更	防火性能の下位への変更	7,000
11	開口部の位置・大きさの変更	採光・換気・避難・非常用進入口等に係わる開口部	7,000
12	構造形式の変更	① 構造形式が全て変更(意匠変更なし)	表-1 (B)-(A)
		② 基礎工法等の変更	表-1 (B)-(A)×0.3
		③ 混構造等で一方の構造形式の変更(意匠変更なし)	床面積の比率割合
		ただし、応力が増加し断面の変更がある場合	表-1 (B)-(A)
	④ 耐震等級の変更	表-1 (B)-(A)	
13	その他	個別判断	

※ 床面積の増加による変更で、30㎡以下の増加の金額は10,000円とします。

○ 変更事項が複数にわたる場合はそれぞれの額を合算します。

ただし、2項目以降の加算額は7,000円を3,000円と読み替えます。

○ 床面積の増加を伴わない場合は、変更前の金額を上限とします。

構造に係る変更がない場合は、(表-1)の床面積の合計に応じた手数料額から構造計算無しの手数料又は構造審査手数料を除いた金額を上限とします。

○ 他社物件の計画変更は (表-1)の手数料に1.5を掛けた金額となります。

(表-3) 昇降機等

(円)

区分	確認申請	変更確認申請	完了検査
昇降機 (1機につき)	15,000	15,000	16,000
建築設備 (1つにつき)	15,000	15,000	16,000
工作物 (1つにつき)	15,000	15,000	16,000

○ 構造計算ありの場合は、構造計算審査料15,000円を割増します。

(表-4) 仮使用認定

(円)

仮使用部分の床面積	中間検査あり	中間検査なし	
		1類	2類
$S \leq 100\text{m}^2$	21,000	24,000	
$100\text{m}^2 < S \leq 200\text{m}^2$	26,000	29,000	39,000
$200\text{m}^2 < S \leq 500\text{m}^2$	35,000	38,000	53,000
$500\text{m}^2 < S \leq 1,000\text{m}^2$	50,000	55,000	75,000
$1,000\text{m}^2 < S \leq 2,000\text{m}^2$	70,000	75,000	95,000
$2,000\text{m}^2 < S \leq 3,000\text{m}^2$	95,000	100,000	120,000
$3,000\text{m}^2 < S \leq 4,000\text{m}^2$	125,000	130,000	150,000
$4,000\text{m}^2 < S \leq 5,000\text{m}^2$	155,000	165,000	185,000
$5,000\text{m}^2 < S \leq 10,000\text{m}^2$	195,000	205,000	225,000

(表-5) 省エネ適合判定対象建築物の場合の完了検査の割増し手数料 (円)

床面積	完了検査手数料に加算する手数料
$S \leq 2,000\text{m}^2$	20,000円
$2,000\text{m}^2 < S \leq 5,000\text{m}^2$	40,000円
$5,000\text{m}^2 < S \leq 10,000\text{m}^2$	80,000円

○ 省エネ適合性判定を必要とする増改築において既存部分のBEI値にデフォルト値を使用する場合は、既存部分の床面積を除いた床面積の申請区分とします。

ただし、デフォルト値を使用しない場合は、既存部分を含めた建築物全体の床面積の申請区分とします。